

平成 30 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 145 号	議案名	琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について			
目的	特別職の国家公務員の給与の額が一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定されたことに伴い、琴浦町の特別職の職員(町長、副町長、教育長)に関し、特別職の国家公務員の改定に準じ所要の改正を行う。					
内容	<p>1 概要</p> <p>期末手当を 0.05 月引き上げ、年 3.35 月とする。</p> <p>(1) 平成 30 年度期末手当について、12 月支給割合を 1.775 月とする。</p> <p>(2) 平成 31 年度以降の期末手当の支給割合を、6 月期、12 月期それぞれ 1.675 月とする。(年 3.35 月は変わらない。)</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 1 の(1)は、公布の日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。</p> <p>(2) 1 の(2)は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>					
補足事項						